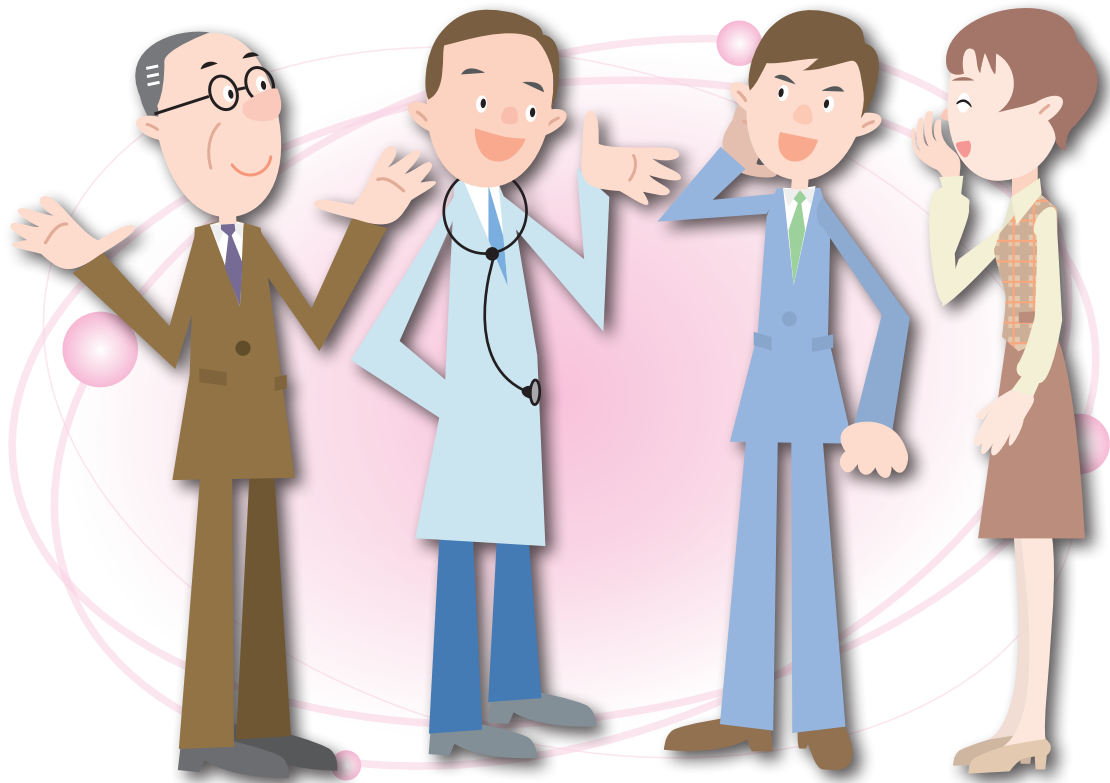


# 事業場における 安全衛生管理体制のあらまし

「総括安全衛生管理者」「安全管理者」「衛生管理者」「産業医」  
「安全衛生推進者等」「安全推進者」「安全衛生委員会」について



- 労働安全衛生法では、事業場を一つの適用単位として、本社、工場、支店、事務所、営業所、店舗等の事業場の業種、規模等に応じて、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医、安全衛生推進者又は衛生推進者の選任を義務付けています。
- 「総括安全衛生管理者」「安全管理者」「衛生管理者」及び「産業医」の選任は、その選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任し、所定の様式に必要書類を添付して遅滞なく所轄の労働基準監督署長へ報告する必要があります。
- 報告様式は、神奈川労働局のホームページから黒枠帳票をダウンロードして、印刷してください。また、検索サイトで「厚生労働省 安全衛生関係主要様式」等のキーワードにより検索してください。

独立行政法人 労働者健康安全機構  
神奈川産業保健総合支援センター

<http://www.kanagawas.johas.go.jp>

# 総括安全衛生管理者

## 1 総括安全衛生管理者…

労働安全衛生法第10条では、一定の規模の事業場について、事業を実質的に統括管理する者を「総括安全衛生管理者」として選任し、その者に安全管理者、衛生管理者を指揮させるとともに、労働者の危険または健康障害を防止するための措置等の業務を統括管理させることとなっています。

## 2 総括安全衛生管理者の選任

総括安全衛生管理者を選任しなければならない事業場は、次のとおりです。

業 種	事業場の規模 (常時使用する労働者数)
林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業	100人以上
製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	300人以上
その他の業種	1,000人以上

(注) 例えば、

製造業の本社等で製造等を行わず、いわゆる本社機能のみを有する事業場は、「その他の業種」に含まれます（以下、すべての項目において同じ）。

※常時使用する労働者数とは、正社員のほかにパートタイマー、アルバイト、派遣労働者等を含め常態として使用する労働者を言います（以下、すべての項目において同じ）。



### 3 選任すべき者の資格要件

当該事業場において、その事業の実施を実質的に統括管理する権限及び責任を有する者（工場長、作業所長等名称を問わず実質的に統括管理する権限及び責任を有する者）

### 4 総括安全衛生管理者の職務

安全管理者、衛生管理者などを指揮するとともに、次の業務を統括管理することとされています。

- ①労働者の危険または健康障害を防止するための措置に関すること
- ②労働者の安全または衛生のための教育の実施に関すること
- ③健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること  
（その他健康の保持増進のための措置とは、健康診断結果に基づく事後措置、作業環境の維持管理、作業の管理及び健康教育、健康相談など）
- ④労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること
- ⑤安全衛生に関する方針の表明に関すること
- ⑥危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること
- ⑦安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること
- ⑧その他の労働災害を防止するため必要な業務



# 安全管理者

## 1 安全管理者…

労働安全衛生法第11条では、一定の業種及び規模の事業場ごとに「安全管理者」を選任し、その者に安全衛生業務のうち、安全に関する技術的事項を管理させることとなっています。

安全管理者の選任は事業の経営担当者以外の者のうちより選任するを原則とするも必ずしも工場長、技術者等の形式上の名称に拘泥することなく、実質上原則に合致する者であれば、規則第3条の資格を有する限り選任して差し支えないこと。

小規模事業場等にあつては、経営担当者自らが安全管理を行う能力があり、その者が安全管理者となることにより安全管理者の実効があると思料される場合には、その者を安全管理者に選任することをさまたげるものではないこと。  
(昭23.5.11基発第737号、昭41.1.22基発第46号)

## 2 安全管理者の選任

安全管理者を選任しなければならない事業場は、次のとおりです。

業 種	事業場の規模 (常時使用する労働者数)
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	50人以上

また、次に該当する事業にあつては、安全管理者のうち1人を専任の安全管理者とすることとなっています。

業 種	事業場の規模 (常時使用する労働者数)
建設業、有機化学工業製品製造業、石油製品製造業	300人以上
無機化学工業製品製造業、化学肥料製造業、道路貨物運送業、港湾運送業	500人以上
紙・パルプ製造業、鉄鋼業、造船業	1,000人以上
上記以外の業種（過去3年間の労働災害による休業1日以上死傷者数の合計が100人を超える事業場に限り）	2,000人以上



### 3 選任すべき者の資格要件

①下表の年数以上産業安全<sup>注1)</sup>の実務に従事した経験を有し、かつ「安全管理者選任時研修」<sup>注2)</sup>を修了した者

	大学卒 高等専門学校卒	高等学校卒	その他
理科系統	2年	4年	7年
理科系統以外	4年	6年	7年

注1)「産業安全の実務」とは、必ずしも安全関係専門の業務に限定する趣旨ではなく、生産ラインにおける管理業務等も含めることができます。

注2) 労働安全衛生規則第5条第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成18.2.16 厚生労働省告示第24号）

②労働安全コンサルタント

③平成18年10月1日時点において安全管理者として経験が2年以上ある者（経過措置）

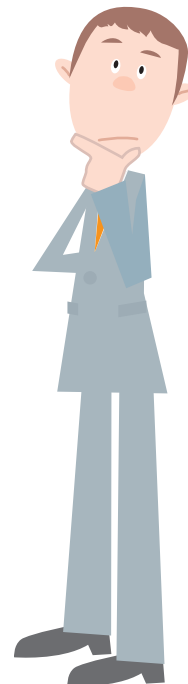
### 4 安全管理者の職務

(1) 安全管理者は、主に次の業務を行うこととなっています。

- ①建設物、設備、作業場所または作業方法に危険がある場合における応急措置または適当な防止措置（設備新設時、新生産方式採用時における安全面からの検討を含む。）
- ②安全装置、保護具その他危険防止のための設備・器具の定期的点検及び整備
- ③作業の安全についての教育及び訓練
- ④発生した災害原因の調査及び対策の検討
- ⑤消防及び避難の訓練
- ⑥作業主任者その他安全に関する補助者の監督
- ⑦安全に関する資料の作成、収集及び重要事項の記録
- ⑧その事業の労働者が行う作業が他の事業の労働者が行う作業と同一の場所においておこなわれる場合における安全に関し、必要な措置（昭47.9.18基発第601号の1）など。

(2) 巡視

安全管理者は、作業場等を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じなければなりません。



# 衛生管理者

## 1 衛生管理者…

労働安全衛生法第12条では、一定の規模の事業場ごとに「衛生管理者」を選任し、その者に安全衛生業務のうち、衛生に係る技術的事項を管理させることとなっています。

## 2 衛生管理者の選任

常時使用する労働者が50人以上のすべての事業場で選任することとなっています。

ただし、事業場の規模ごとに選任しなければならない衛生管理者の数は、次のとおりです。

業種	事業場の規模 (常時使用する労働者数)	衛生管理者の選任		
		衛生管理者 の人数	衛生管理者のうち1人を専任と することが必要な事業場	衛生管理者のうち1人を衛生工学 衛生管理者免許所持者から選任 することが必要な事業場
すべての業種	50人未満	衛生管理者の選任義務なし		
	50人～ 200人	1人	該当なし	
	201人～ 500人	2人		
	501人～1,000人	3人	※1の①参照	※2参照
	1,001人～2,000人	4人	該当 ※1の②参照	
	2,001人～3,000人	5人		
	3,001人以上	6人		

- ※1 衛生管理者のうち少なくとも1人を専任とすることが必要な事業場（「専任」とは、専ら衛生管理者の職務を行う者）  
①常時500人を超える労働者を使用する事業場で、坑内労働又は労働基準法施行規則第18条に掲げる有害業務に常時30人以上の労働者を従事させるもの  
②常時1,000人を超える労働者を使用するすべての事業場
- ※2 衛生管理者のうち1人を衛生工学衛生管理者免許所持者から選任することが必要な事業場  
常時500人を超える労働者を使用する事業場で、坑内労働又は労働基準法施行規則第18条第1、3、4、5、9号に掲げる有害業務に常時30人以上の労働者を従事させるもの

### 【労働基準法施行規則】第18条

- |                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| 一 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務  | 六 さく岩機、 <sup>びょう</sup> 鋸打機等の使用によって身体に著しい振動を与える業務  |
| 二 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務  | 七 重量物の取扱い等重激な業務   |
| 三 ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務  | 八 ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務  |
| 四 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務 | 九 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これらに準ずる有害物の粉じん、蒸気又はガスを発散する場所における業務 |
| 五 異常気圧下における業務                     | 十 前各号のほか、厚生労働大臣の指定する業務  |

### 3 選任すべき者の資格要件

事業場の業種に応じて選任しなければならない資格者等は、次のとおりです。

業 種	免許等保有者
農林水産業、鉱業、建設業、製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業及び清掃業	第一種衛生管理者免許もしくは衛生工学衛生管理者免許を有する者または医師、歯科医師、労働衛生コンサルタント、教育職員免許法第4条の保健体育若しくは保健の教科について中学校教諭免許状若しくは高等学校教諭免許状又は養護教諭免許状を有する者で学校に在職する者（常時勤務者）、学校教育法による大学又は高等専門学校で保健体育に関する科目を担当する教授・准教授・講師（常時勤務者）
その他の業種	上記に加えて、第二種衛生管理者免許を有する者

※免許を受けることができる者

：衛生管理者免許試験（第一種・第二種）に合格した者

：保健師、薬剤師など

### 4 衛生管理者の職務

(1) 衛生管理者は、主に次の業務を行うこととなっています。

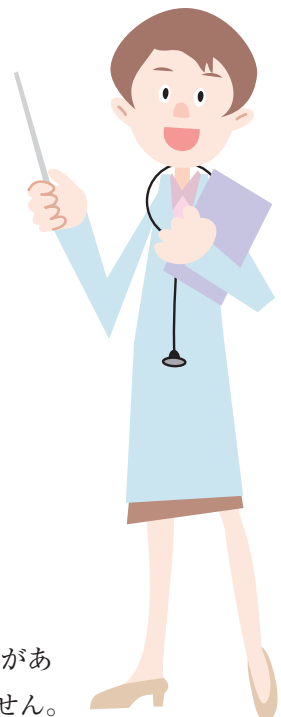
- ①健康に異常のある者の発見及び処置
- ②作業環境の衛生上の調査
- ③作業条件、施設等の衛生上の改善
- ④労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備
- ⑤衛生教育、健康相談その他労働者の健康保持に必要な事項
- ⑥労働者の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び移動に関する統計の作成
- ⑦衛生日誌の記載等職務上の記録の整備  
など。

(2) 衛生工学衛生管理者の管理すべき事項

- ①作業環境の測定およびその評価
- ②作業環境内の労働衛生関係施設の設計、施工、点検、改善等
- ③作業方法の衛生工学的改善
- ④その他職務上の記録の整備等

(3) 定期巡視

少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければなりません。



# 産 業 医

## 1 産業医…

労働安全衛生法第13条では、一定の規模の事業場について、一定の医師のうちから「産業医」を選任し、事業者の直接の指揮監督の下で専門家として労働者の健康管理等に当たらせることとなっています。

## 2 産業医の選任

常時使用する労働者が50人以上のすべての事業場で選任することとなっています。

ただし、常時3,000人を超える労働者を使用する事業場では、2人以上の産業医を選任することとなっています。

なお、次に該当する事業場にあつては、専属の産業医を選任することとなっています。

①常時1,000人以上の労働者を使用する事業場

②一定の有害な業務<sup>\*</sup>に常時500人以上の労働者を従事させる事業場

※一定の有害業務とは、労働安全衛生規則第13条第1項2号イ～カに掲げる業務です。

労働安全衛生規則第13条第1項第2号追加改正（平成29年4月1日施行）

次に掲げる者（イ及びロにあつては、事業場の運営について利害関係を有しない者を除く。）以外の者のうちから選任すること。

イ 事業者が法人の場合にあつては当該法人の代表者

ロ 事業者が法人でない場合にあつては事業を営む個人

ハ 事業場においてその事業の実施を統括管理する者

## 3 選任すべき者の資格要件

医師であつて、次のいずれかの要件を備えたもの

①厚生労働大臣の定める研修（日本医師会の産業医学基礎研修、産業医科大学の産業医学基本講座）の修了者

②労働衛生コンサルタント試験に合格した者で、その試験区分が保健衛生であるもの。

③大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授または常勤講師の経験のある者

④平成10年9月末時点において、産業医としての労働者の健康管理等を行った経験が3年以上ある者（経過措置）

※一定の有害な業務とは

### 【労働安全衛生規則】第13条第1項第2号

- イ 多量の高温物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
- ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- ホ 異常気圧下における業務
- ヘ さく岩機、鋳打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務
- ト 重量物の取扱い等重激な業務

- チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- リ 坑内における業務
- ス 深夜業を含む業務
- ル 水銀、砒素、黄りん、<sup>フ</sup>弗化水素酸、<sup>塩</sup>塩酸、<sup>硝</sup>硝酸、<sup>硫</sup>硫酸、<sup>青</sup>青酸、<sup>か</sup>酸性アルカリ、<sup>石</sup>石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
- ヲ 鉛、水銀、クロム、<sup>砒</sup>砒素、<sup>黄</sup>黄りん、<sup>フ</sup>弗化水素、<sup>塩</sup>塩素、<sup>塩</sup>塩酸、<sup>硝</sup>硝酸、<sup>亜</sup>亜硫酸、<sup>硫</sup>硫酸、<sup>一</sup>一酸化炭素、<sup>二</sup>二硫化炭素、<sup>青</sup>青酸、<sup>ベン</sup>ベンゼン、<sup>アニ</sup>アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを<sup>発</sup>発散する場所における業務
- ワ 病原体によって汚染のおそれが著しい業務
- カ その他厚生労働大臣が定める業務（未制定）

## 4 産業医の職務

(1) 産業医は、主に次の事項を行うこととされています。

- ①健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること
- ②法第66条の8に第1項に規定する面接指導及び法第66条の9に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること
- ③法第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第3項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること
- ④作業環境の維持管理に関すること
- ⑤作業の管理に関すること
- ⑥労働者の健康管理に関すること
- ⑦健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること
- ⑧衛生教育に関すること
- ⑨労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること

(2) 勧告等

労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができます。

また、労働者の健康障害の防止に関して、総括安全衛生管理者に対する勧告または衛生管理者に対する指導、助言をすることができます。

(3) 定期巡視


少なくとも毎月1回作業場を巡視し、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときに、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければなりません。

**事業場の皆様へ 確認しましょう！**


**産業医を選任していますか？  
代表者が産業医を兼務していませんか？**

**労働安全衛生規則が改正されました（平成28年3月31日公布）  
法人の代表者等を産業医として選任することは禁止になります。（平成29年4月1日施行）**


check  産業医を選任していますか？

 常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、事業者は**産業医を選任**しなければなりません。  
（労働安全衛生法第13条、労働安全衛生法施行令第5条）  
産業医の選任、選任している産業医の変更の際には、所轄の労働基準監督署に届け出が必要です。  
（労働安全衛生規則第2条第2項、同規則第13条第2項）

check  法人の代表者等が産業医を兼務していませんか？

 産業医は、事業者に対し、労働者の健康に関わることについて、勧告を行うことができます。（労働安全衛生法第13条第3項）  
しかし、法人の代表者等<sup>(※)</sup>が、自らの事業場の産業医を兼務している場合、労働者の健康管理と事業経営上の利益が一致しない場合も想定されることから、産業医としての職務が適切に遂行されないおそれがあり、適切ではありません。  
もし、法人の代表者等を産業医として選任している場合は、**早期に改善**しましょう。

〔※〕 法人の代表者又は事業経営主（事業者の代表者）  
（例）代表取締役、監事、法人又は社団法人の理事長  
事業場においてその事業の実施を統括管理する者（事業場の代表者）  
（例）病院又は診療所の院長、老人福祉施設の施設長

 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

### 労働安全衛生規則の一部を改正する省令施行について

平成28年5月23日基発0523第1号

- 1 第13条第1項第2号イ関係  
事業者の代表者を当該法人の事業場において産業医として選任してはならないが、他の事業者の事業場において産業医として選任されることは差し支えないこと。
- 2 第13条第1項第2号ロ関係  
事業者が法人でない場合にあつて、事業を営む個人を当該事業場において産業医として選任してはならないが、他の事業場において産業医として選任されることは差し支えないこと。
- 3 第13条第1項第2号ハ関係  
事業場においてその事業の実施を総括管理する者を当該事業場において産業医として選任してはならないが、他の事業場において産業医として選任されることは差し支えないこと。

### 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案（抜粋）

少なくとも毎月1回行うこととされている産業医による作業場等の巡視について、毎月1回以上、事業者から産業医に衛生管理者による巡視の結果等が提供される場合であつて、事業者の同意がある場合には、産業医による作業場等の巡視の頻度を、少なくとも2月に1回とする。

（施行日：平成29年6月1日（予定））



# 安全衛生推進者等

## 1 安全衛生推進者等…

労働安全衛生法第12条の2では、一定の規模および業種の事業場ごとに安全衛生推進者又は衛生推進者（以下、「安全衛生推進者等」という。）を選任し、その者に安全衛生に係る技術的事項を管理させることとなっています。

## 2 安全衛生推進者等の選任

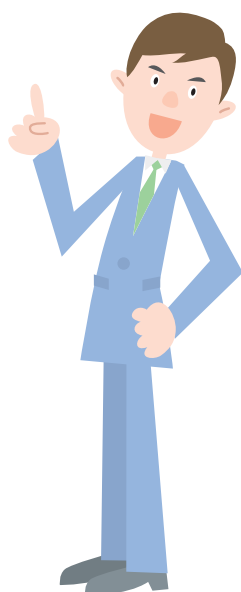
安全衛生推進者等を選任しなければならない事業場の規模と業種  
常時使用する労働者が10人以上50人未満の事業場

選任すべき推進者	業 種
安全衛生推進者	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業
衛生推進者	上記以外の業種

## 3 選任すべき者の資格要件

労働安全衛生規則第12条の3及び安全衛生推進者等の選任に関する基準（昭和63年9月5日労働省告示第80号）等で次のように定められています。

※衛生推進者にあつては、衛生の実務。



- (1) 安全衛生推進者養成講習・衛生推進者養成講習を修了した者
- (2) 大学又は高専卒業後に1年以上安全衛生の実務に従事している者
- (3) 高等学校又は中等教育学校卒業後に3年以上安全衛生の実務に従事している者
- (4) 5年以上（安全）衛生の実務に従事している者  
※上記(2)～(4)の要件を満たしている方にも養成講習等の受講をお勧めします。  
“養成講習”を行う機関は神奈川労働局ホームページ又はお問い合わせください。
- (5) 安全管理者及び衛生管理者・労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントの資格を有する者

## 4 安全衛生推進者等の職務

(1) 安全衛生推進者等については、次の業務を行うこととなっています。

※衛生推進者にあつては、衛生に係る業務に限ります。

- ①施設、設備等（安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む。）の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること
- ②作業環境の点検（作業環境測定を含む。）及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること
- ③健康診断及び健康の保持増進のための措置に関すること
- ④安全衛生教育に関すること
- ⑤異常な事態における応急措置に関すること
- ⑥労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること
- ⑦安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等の統計の作成に関すること
- ⑧関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等に関すること

(2) 安全衛生推進者等を選任した時は、当該安全衛生推進者等の氏名を事業場の見やすい個所に掲示する等により関係労働者に周知を行うこととなっています。

## 5 関係労働者の意見の聴取

### 労働安全衛生規則第23条の2

委員会を設けている事業者以外の事業は、安全又は衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けるようにしなければならない。

#### ○関係労働者

関係労働者とは、当該事業における個々の衛生問題に関係のある労働者をいうこと。

（昭23.1.16基発第83号、昭33.2.13基発第90号）

#### ○関係労働者

関係労働者とは、個々に起きる安全問題について当該作業に関係ある趣旨であること。

（昭35.5.11基発第737号）

#### ○機会を設ける

「関係労働者の意見を聴くための機会を設ける」とは、安全衛生の委員会、労働者の常会、職場懇談会等労働者の意見を聴くための措置を講じることをいうものであること。

（昭47.9.18基発第601号の1）



# 安全推進者の配置等に係るガイドライン

## 1. 目的

本ガイドラインは、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）第2条第3号に掲げる業種に属する事業場において、安全の担当者（以下「安全推進者」という。）を配置することにより、当該事業場の安全管理体制を充実し、これらの事業場における労働災害防止活動の実効を高め、労働災害の減少に資することを目的としています。

## 2. 対象事業場

令第2条第3号に掲げる業種の事業場であって、常時10人以上の労働者を使用するものを対象としています。

施行令2条	該当する業種	常時50人以上	常時10人～49人
第1号 第2号	林業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	安全管理者の 選任義務あり	安全衛生推進者の 選任義務あり
第3号	その他の業種	安全管理者、安全衛生推進者の 選任義務なし	



### 3. 安全推進者の配置等

#### (1) 安全推進者の要件

職場内の整理整頓（4 S活動）、交通事故防止等、事業所内で一般的に取り組まれている安全活動に従事した経験1を有する者のうちから配置してください。

なお、常時使用する労働者が50人を超える事業場や労働災害を繰り返し発生させた事業場については、安全に対する知見を少しでも多く有する者を配置する観点から、以下の者を配置することが望ましい。

- ア. 安全衛生推進者の資格を有する者（安全衛生推進者養成講習修了者、大学を卒業後1年以上安全衛生の実務を経験した者、5年以上安全衛生の実務を経験した者等）
- イ. アと同等以上の能力を有すると認められる者（労働安全コンサルタントの資格を有する者、安全管理士の資格を有する者又は安全管理者の資格を有する者）

#### (2) 安全推進者の配置

原則として、事業場ごとに1名以上配置してください。

#### (3) 安全推進者の氏名の周知

安全推進者を配置したときは、その氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知を行ってください。

### 4. 安全推進者の職務

安全推進者は、事業の実施を総括管理する者を補佐して、次の職務を行うものとする。

また、事業者は、安全推進者に対して必要な権限を付与するとともに、知識の付与や能力の向上にも配慮してください。

#### (1) 職場環境及び作業方法の改善に関すること

例－職場内の整理整頓（4 S活動）の推進、床の凸凹面の解消等職場内の危険箇所の改善、刃物や台車等道具の安全な使用に関するマニュアルの整備等

#### (2) 労働者の安全意識の啓発及び安全教育に関すること

例－朝礼等の場を活用した労働災害防止に係る意義の周知・啓発、荷物の運搬等の作業に係る安全な作業手順についての教育・研修の実施等

#### (3) 関係行政機関に対する安全に係る各種報告、届出等に関すること

例－労働災害を発生させた場合における労働者死傷病報告の作成及び労働基準監督署長への提出等

# 安全委員会・衛生委員会体制の整備

## 1 安全衛生管理体制…

労働災害の防止等の自主的活動を促進するため、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医を選任する等責任体制を明確にし、併せて、安全委員会、衛生委員会を設けて調査審議を行うこととなっています。また、事業者は、安全委員会、衛生委員会の開催の都度、遅滞なくその議事の概要を労働者に周知しなければなりません。

## 2 安全委員会・衛生委員会の整備

(1) 安全委員会を設けなければならない事業場は、次のとおりです。

	対象業種	事業場の規模
安全委員会	林業、鉱業、建設業、製造業の一部の業種（木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業）、運送業の一部の業種（道路貨物運送業、港湾運送業）、自動車整備業、機械修理業、清掃業	50人以上
	製造業のうち上記以外の業種、運送業のうち上記以外の業種、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業・小売業、家具・建具・じゅう器等卸売業・小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業	100人以上
衛生委員会	全ての業種	50人以上

(2) 衛生委員会は、業種にかかわらず、常時50人以上の労働者を使用する事業場で設けることになっています。

(3) 安全委員会、衛生委員会の代わりに安全衛生委員会を設けることもできます。

## 3 安全委員会・衛生委員会の構成

安全委員会は、次の委員により構成することとなっています。

①総括安全衛生管理者又はこれに準じるもののうちから事業者が指名した者

②安全管理者のうちから事業者が指名した者

③当該事業場の労働者で、安全に関し経験を有する者のうちから事業者が指名した者

※なお、①の委員を議長とし、それ以外の委員の半数については、労働者の過半数で組織する労働組合は、その労働組合（ない場合は労働者の過半数を代表する者）の推薦に基づき指名することとなっています。

衛生委員会は、次の委員により構成することとなっています。

①総括安全衛生管理者又はこれに準じるもののうちから事業者が指名した者

②衛生管理者のうちから事業者が指名した者

③産業医のうちから事業者が指名した者

④当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有する者のうちから事業者が指名した者

※なお、①の委員を議長とし、それ以外の委員の半数については、労働者の過半数で組織する労働組合は、その労働組合（ない場合は労働者の過半数を代表する者）の推薦に基づき指名することとなっています。

安全衛生委員会は、次の委員により構成することとなっています。

- ①総括安全衛生管理者又はこれに準じるもののうちから事業者が指名した者
- ②安全管理者及び衛生管理者のうちから事業者が指名した者
- ③産業医のうちから事業者が指名した者
- ④当該事業場の労働者で、安全に関し経験を有する者のうちから事業者が指名した者
- ⑤当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有する者のうちから事業者が指名した者

※なお、①の委員を議長とし、それ以外の委員の半数については、労働者の過半数で組織する労働組合は、その労働組合（ない場合は労働者の過半数を代表する者）の推薦に基づき指名することとなっています。

#### 4 安全委員会・衛生委員会の審議事項

安全（衛生）委員会は毎月1回以上開催し、次の事項を調査審議させることとなっています。

- ①労働者の危険を防止するための基本をなすべき対策に関すること。
- ②労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- ③労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- ④労働災害の原因及び再発防止対策に関すること。
- ⑤安全・衛生に関する規程の作成に関すること。
- ⑥法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。（リスクアセスメント）
- ⑦安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。（労働安全衛生マネジメントシステム）
- ⑧安全・衛生教育の実施計画の作成に関すること。
- ⑨法第57条の3第1項及び第57条の4第1項の規定により行われる有害性の調査並びにその結果に対する樹立に関すること。
- ⑩法第65条第1項又は第5項の規定により行われる作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること。
- ⑪定期に行われる健康診断、法第66条第4項の規定による指示を受けて行われる臨時の健康診断、法第66条の2の自ら受けた健康診断及び法に基づく他の省令の規定に基づいて行われる医師の診断、診察又は処置結果並びにその結果に対する対策の樹立に関すること。
- ⑫労働者の健康保持増進を図るための必要な措置の実施計画の作成に関すること。
- ⑬長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。
- ⑭労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。（メンタルヘル対策）
- ⑮厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官、産業安全専門官又は労働衛生専門官からの文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項に関すること。

#### 5 安全委員会・衛生委員会の議事の記録・周知

委員会における議事で重要なものに係る記録を作成し、これを3年間保存しなければなりません。また、議事の概要を掲示・文書配布等の方法により労働者に周知しなければなりません。

# 安全衛生委員会規程－作成例

## （目的）

第1条 この規程は、〇〇株式会社安全衛生管理規定に基づき、本社（事業場）安全衛生委員会（以下単に「委員会」という。）の構成、運営、調査審議事項などを定め、安全衛生管理活動の円滑な推進を図ることを目的とする。

## （調査審議事項）

第2条 委員会は、第1条の目的を遂行するため、次の事項を調査審議するとともに、会社に対して必要な意見を提出するものとする。

- ①従業員の危険防止及び健康障害防止の基本的な対策に関すること。
- ②従業員の健康保持増進を図るための基本となるべき対策及び実施計画の作成に関すること。
- ③労働災害の原因及び再発防止対策に関すること。
- ④安全衛生に関する規程の作成に関すること。
- ⑤リスクアセスメントの実施とその結果に基づく対策に関すること。
- ⑥労働安全衛生マネジメントシステムに関すること。
- ⑦安全衛生教育の実施計画の作成に関すること。
- ⑧化学物質に係る有害性調査とその結果に基づく対策に関すること。
- ⑨健康診断及びその結果に対する対策の樹立に関すること。
- ⑩従業員の健康保持増進に関すること。
- ⑪長時間にわたる労働による従業員の健康障害防止に関すること。
- ⑫メンタルヘルス対策に関すること。
- ⑬その他安全衛生に必要と認められる重要な事項に関すること。

## （委員会の構成）

第3条 委員会の委員は、次の者をもって構成する。

- ①総括安全衛生管理者（注. 業種、規模に応じて選任する必要があります）。
  - ②安全管理者及び衛生管理者（の中から会社が指名した者）。
  - ③産業医（の中から会社が指名した者）。
  - ④安全及び衛生に関する経験を有する者の中から会社が指名した者。
- 2 委員長は、総括安全衛生管理者とする。
  - 3 副委員長は、委員のうち総括安全衛生管理者の代表者とする。
  - 4 会社は、委員長以外の委員の半数については、従業員の過半数で組織する労働組合（従業員の過半数を代表する者）の推薦に基づき指名することとする。

## （委員の任務）

第4条 委員長は、委員会を統括するとともに、会議の議長を努め、委員会の付議事項及びその他必要な事項を処理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障あるときはこれを代行する。
- 3 委員は、委員会に出席し、第2条に定める事項について意見を述べるよう努め、常に職場環境や安全衛生に関する事項に留意し、安全衛生管理活動に寄与するよう努めるものとする。



(委員の任期)

第5条 委員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が退職等により、欠員が生じた場合は速やかに補充する。補充委員の任期については、前任者の残任期間とする。

(開催)

第6条 委員会は、毎月一回定期に開催するほか、次の場合に委員長の召集によって開催する。

- ①緊急性のある調査審議事項が発生したとき。
- ②その他委員長が必要と認めたとき。

(成立)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 この委員会の議決は、原則として全会一致とする。ただし、議論を尽くしても全会一致に至らない時は、出席委員の過半数の同意により、決することができる。

(専門委員)

第8条 会社は、第3条に定める委員の他、安全管理者、衛生管理者、運動指導者（ヘルスケアリーダー）、運動実践指導者（ヘルスケアトレーナー）、心理相談員（メンタルヘルスケア）、栄養指導者、保健指導者などの健康づくりスタッフなどのうちから専門委員を指名する。

- 2 専門委員は、委員長の指示により専門的な事項について調査を行い、これを委員会に報告する。
- 3 委員長が必要と認めたときは、専門委員による専門委員会を開催することができる。

(専門委員等の出席)

第9条 委員長が必要と認めた場合は、専門委員又は委員以外の者を出席させ意見を聴取することができる。

(事務局)

第10条 事務局は、安全衛生担当部（課）とし、主として次の事務を行う。

- ①委員会の召集及び付議に関すること。
- ②委員会に必要な資料の準備及び配布に関すること。
- ③委員会の議事録の作成、配布及び保管に関すること。
- ④その他委員会が依頼した事務。
- 2 議事及び重要事項の記録は、これを3年間保存し、記録の写しを〇〇室の掲示板に掲示して周知をするものとする。

(附則) この規程は、平成〇〇年〇〇月〇〇日より施行する。

- 2 この規程は、必要に応じて改定する。

## 事業場規模別・業種別安全衛生管理組織

事業者は、下表のとおり業種と規模に応じて、必要な管理者、産業医等を選任することが義務付けられています。

	① 業種 林業 鉱業 建設業 運送業 清掃業  規模(人) (令2条1号の業種)	② 製造業(物の加工業を含む), 電気業, ガス業, 熱供給業, 水道業, 通信業, 各種商品卸売業, 家具・建具・じゅう器等卸売業, 各種商品小売業, 家具・建具・じゅう器小売業, 燃料小売業, 旅館業, ゴルフ場業, 自動車整備業, 機械修理業  規模(人) (令2条2号の業種)	③ その他の業種  規模(人) (令2条3号の業種)
100以上		300以上	
50~99		50~299	
10~49		10~49	
1~9		1~9	

(注)「法」：労働安全衛生法、「令」：労働安全衛生施行令

※規模(人)には、パート労働者、派遣労働者等も含めてください。

※製造業の本社等で製造等を行わず、いわゆる本社機能のみの事業場は「その他の業種」に含まれます。



# 報告書記入例（総括安全衛生管理者）

（注）記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用してください。

様式第3号（第2条、第4条、第7条、第13条関係）

**総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告**

労働保険番号 80401 14108000000000005 ページ 総ページ

事業場の名称 ○○印刷(株) 横浜事業所 事業の種類 坑内労働又は有害業務（労働基準法施行規則第18条各号に掲げる業務）に従事する労働者数 人

事業場の所在地 郵便番号（230-0000） 横浜市中区002-2-4 印刷・同関連業 坑内労働又は労働基準法施行規則第18条第1号、第3号から第5号まで若しくは第9号に掲げる業務に従事する労働者数 人

電話番号 045-0000-0000 労働者数 325 計 325

フリガナ 姓と名の間は1文字空けること ○ヤマ ○ロウ

被選任者氏名 姓と名の間は1文字空けること ○山 ○郎

選任年月日 7:平成 72741 1~9年は付 1~9日は付 生年月日 54319 1~9年は付 1~9日は付 選任種別 1 1. 総括安全衛生管理者 2. 安全管理者 3. 衛生管理者(4以外の者) 4. 衛生管理者(衛生工学管理担当) 5. 産業医

安全管理者又は衛生管理者の場合は担当すべき職務 記入不要

専属の別 専属 非専属 他: 事業場に勤務している場合は、その勤務先

専任の別 専任 兼職 他: 業務を兼職している場合は、その業務

総括安全衛生管理者又は安全管理者又は衛生管理者の場合は経歴の概要 昭和00年0月 ○○大学卒業 ○○印刷(株) 横浜事業場入社  
昭和00年0月 同事業場 製造部課長  
平成00年0月 同事業場 事業所長  
産業安全の実務経験 20年

産業医の場合は医種番号等 種別 医種番号(右に括弧で記入する)

フリガナ 姓と名の間は1文字空けること ○カワ ○オ

前任者氏名 姓と名の間は1文字空けること ○川 ○夫

解任、解任等の年月日 7:平成 72741 1~9年は付 1~9日は付 参考事項 「新規選任」の場合記入

平成27年4月4日 事業者職氏名 ○○ 労働基準監督署長 代表取締役社長 ○○○ 印

受付印

2人以上の選任報告を同時に行う場合に記入

継続一括事業場については、被一括事業場番号を記入

パート労働者、派遣労働者等も含めた人数を記入

記入不要

総括安全衛生管理者の資格に関する学歴、職歴、勤務年数等を記入

解任者がある場合記入

厚生労働省ホームページに安全衛生関係主要様式が掲示しています。  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/20.html>

# 報告書記入例（安全管理者）

(注) 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用してください。

様式第3号（第2条、第4条、第7条、第13条関係）

## 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告

80401	労働 保険 番号 14108000000000005	ページ 00	総ページ 00
事業場の 名称	〇〇印刷(株) 横浜事業所	事業の種類	坑内労働又は有害業務（労働基準法施行規則第18条各号に掲げる業務）に従事する労働者数 人
事業場の 所在地	郵便番号（230-〇〇〇〇） 横浜市中央区〇〇2-2-4	印刷・ 同関連業	坑内労働又は労働基準法施行規則第18条第1号、第3号から第5号まで若しくは第9号に掲げる業務に従事する労働者数 人
電話 番号	045-〇〇〇〇-〇〇〇〇	労働 者数	325 計 〇〇〇〇
フリガナ 姓と名の間は1文字空けること 〇ヤマ 〇ロウ			
被選任者氏名 姓と名の間は1文字空けること 〇山 〇郎			
選任 年月日	7:平成 72741	生 年月日	54319
安全管理者又は衛生管理者の場合は担当すべき職務	安全環境部ほか事業所全体の部門を統括する。	専属の別	1 専属 非専属
総括安全衛生管理者又は安全管理者の場合は経歴の概要	昭和〇〇年〇月 〇〇大学卒業 昭和〇〇年〇月 〇〇印刷(株) 横浜事業場入社 昭和〇〇年〇月 同事業場 製造部課長 平成〇〇年〇月 同事業場 事業部長 産業安全の実務経験 15年	専任の別	2 専任 兼職
産業医の場合は医籍番号等	〇-〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		
フリガナ 姓と名の間は1文字空けること	〇カワ 〇オ		
前任者氏名 姓と名の間は1文字空けること	〇川 〇夫		
辞任、解任等の年月日	7:平成 72741	参考事項	「新規選任」の場合記入

平成 27 年 4 月 4 日

〇〇 労働基準監督署長殿

〇〇印刷(株) 代表取締役社長

〇〇〇〇 印

受付印

2人以上の選任報告を同時に行う場合に記入

継続一括事業場については、被一括事業場番号を記入

パート労働者、派遣労働者等も含めた人数を記入

事業場に『専属』の者を選任する必要があります。『兼職』の場合は記入例「労務主任」と記入

※業種、事業場の規模にあつては「専任」の安全管理者となります。P3参照

安全管理者の資格に関する学歴、職歴、勤務年数、産業安全の実務経験年数に加え、「安全管理者選任時研修」の修了証(写)を添付してください。※P4参照

解任者がある場合記入

※提出にあたっては、厚生労働大臣が定める研修の修了証の写し又はその他資格を証する書面(写し)を添付してください。

# 報告書記入例（衛生管理者）

(注) 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用してください。

様式第3号（第2条、第4条、第7条、第13条関係）

## 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告

80401	労働 保険 番号 141080000000000005	ページ 総ページ			
事業場の 名称	〇〇印刷(株) 横浜事業所	事業の種類	坑内労働又は有害業務（労働基準法施行規則第18条各号に掲げる業務）に従事する労働者数 人	坑内労働又は有害業務（労働基準法施行規則第18条各号に掲げる業務）に従事する労働者数 人	
事業場の 所在地	郵便番号（230-〇〇〇〇） 横浜市中区〇〇2-2-4	印刷・ 同関連業	坑内労働又は労働基準法施行規則第18条第1号、第3号から第5号まで若しくは第9号に掲げる業務に従事する労働者数 人	坑内労働又は労働基準法施行規則第18条第1号、第3号から第5号まで若しくは第9号に掲げる業務に従事する労働者数 人	
電話 番号	045-〇〇〇〇-〇〇〇〇	労働 者数	〇〇325	計	〇〇〇〇
「-」（ダッシュ）で区切り記入					
フリガナ 姓と名の間は1文字空けること	〇ヤマ 〇ロウ				
被選任者氏名 姓と名の間は1文字空けること	〇山 〇郎				
選任 年月日	元号 年 月 日 7:平成 7 2 7 4 1 1~9年は付 1~9月は付 1~9日は付	生 年月日	元号 年 月 日 1:明治 5 4 3 1 9 3:大正 5:昭和 7:平成 1~9年は付 1~9月は付 1~9日は付	選任 種別	3
安全管理者又は衛生管理者の場合は担当すべき職務	製造部担当 *複数の衛生管理者を選任し、職務区分が分かれている場合、当該衛生管理者の担当職務を記入	専属の別	1 専属 非専属	他の事業場に勤務している場合は、その勤務先	
総括安全衛生管理者又は安全管理者の場合は経歴の概要	記入不要	専任の別	2 専任 兼職	他の業務を兼職している場合は、その業務	
産業医の場合は医 種番号等	種別 医種番号（右に結めて記入する）				
フリガナ 姓と名の間は1文字空けること	〇カワ 〇〇オ				
前任者氏名 姓と名の間は1文字空けること	〇川 〇夫				
辞任、解任 等の年月日	元号 年 月 日 7:平成 7 2 7 4 1 1~9年は付 1~9月は付 1~9日は付	参考事項	新規選任		

平成 27 年 4 月 4 日

事業者職氏名

〇〇 労働基準監督署長殿      〇〇印刷(株) 代表取締役社長      〇〇〇〇 印

受付印

2人以上の選任報告を同時に行う場合に記入

継続一括事業場については、被一括事業場番号を記入

パート労働者、派遣労働者等も含めた人数を記入

事業場に『専属』の者であることが必要  
『専任』が必要な事業場については、P5参照。  
兼職がある場合は記入例  
「総務業務」と記入

解任者がある場合記入

初めて衛生管理者を選任した場合記入

※提出にあたっては、衛生管理者免許証の写し又は資格を証する書面（写し）を添付してください。

## 報告書記入例（産業医）

（注）記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用してください。

様式第3号（第2条、第4条、第7条、第13条関係）

### 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告

労働保険番号 80401 14108000000000005

事業場の名称 ○○印刷(株) 横浜事業所 事業の種類 印刷・同関連業

事業場の所在地 郵便番号(230-0000) 横浜市中区○○2-2-4

電話番号 045-○○○○-○○○○ 労働者数 325 計

フリガナ ○ヤマ ○ロウ

被選任者氏名 ○山 ○郎

選任年月日 7:平成 72741 54319 選任種別 5

安全管理者又は衛生管理者の場合は担当すべき職務 記入不要

専属の別 2 専属 非専属

専任の別 専任 兼職

産業医の場合は医籍番号等 1-1234567

フリガナ ○カワ ○オ

前任者氏名 ○川 ○夫

辞任、解任等の年月日 7:平成 72741

参考事項 新規選任 内科 開業

平成27年4月4日 事業者職氏名 ○○印刷(株) 代表取締役社長

労働基準監督署長殿 ○○○○ 印

受付印

2人以上の選任報告を同時に行う場合に記入

継続一括事業場については、被一括事業場番号を記入

労働安全衛生規則第13条1項2号に掲げる業務について、対象労働者数を記入

産業医の専属の別  
⇒常時1000人以上の労働者の場合『専属』  
⇒有害業務の従事者が500人以上の場合『専属』  
⇒それ以外『専属又は非専属』  
@専任の別は記入不要

様式裏面『別表』参照  
産業医の選任要件に応じたコード番号を記入  
例 日本医師会研修修了者のコードは「1」です。  
医師免許証に記載されている医籍番号を記入

※提出にあたっては、医師免許証の写し及び産業医資格要件を証する書面（日本医師会の産業医基礎研修の修了証等）を添付してください。



# 報告書記入例（心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書）

（注）記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用してください。

様式第6号の2（第52条の21関係）（表面） 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書	
80501	労働保険番号 <b>14108000000000000005</b>
対象年 7:平成 年分 1~9月は右↑	検査実施年月 7:平成 年分 1~9月は右↑
事業の種類 <b>印刷・同関連業</b>	事業場の名称 <b>〇〇印刷(株) 横浜事業所</b>
事業場の所在地 郵便番号(230-〇〇〇〇) <b>横浜市中区〇〇2-2-4</b>	電話 <b>045 (〇〇〇) 〇〇〇〇</b>

検査を実施した者 <input type="checkbox"/>	1:事業場選任の産業医 2:事業場所所属の医師(1以外の医師に限る。)、保健師、看護師又は精神保健福祉士 3:外部委託先の医師、保健師、看護師又は精神保健福祉士	在籍労働者数 <input type="text"/> 人 <small>右二桁めて記入する↑</small>	検査を受けた労働者数 <input type="text"/> 人 <small>右二桁めて記入する↑</small>
面接指導を実施した医師 <input type="checkbox"/>	1:事業場選任の産業医 2:事業場所所属の医師(1以外の医師に限る。) 3:外部委託先の医師	面接指導を受けた労働者数 <input type="text"/> 人 <small>右二桁めて記入する↑</small>	検査を受けた労働者数は、派遣先における派遣労働者や、実施義務の対象者（パート・アルバイト）を除く。
集団ごとの分析の実施の有無 <input type="checkbox"/>	1:検査結果の集団ごとの分析を行った 2:検査結果の集団ごとの分析を行っていない	面接指導を受けた労働者数は、法第66条の10に基づく面接指導の実施人数 ※通常の産業医面談の人数ではありません。	「面接指導を受けた労働者数」は、法第66条の10に基づく面接指導の実施人数 ※通常の産業医面談の人数ではありません。

産業医 氏名 <b>〇川 〇夫</b> 所属医療機関の名称及び所在地	新規選任 平成27年 4月 4日 事業者職氏名 〇〇 労働基準監督署長殿 〇〇印刷(株) 代表取締役社長 〇〇〇〇 (印)
--	---

受付印

常時50人以上の労働者を使用する事業場が報告対象

複数回実施している場合は、1年分をまとめて報告。また、「検査実施年月」の欄には、直近の検査年月を記入  
 ※事業場ごとに所轄署へ報告します。

「在籍労働者数」は、ストレスチェック実施義務の対象者数を記入  
 ※以下の条件をどちらも満たすパート・アルバイト  
 ①期間の定めのない労働契約により使用される者  
 ②その者の1週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上であること。

「検査を受けた労働者数」は、派遣先における派遣労働者や、実施義務の対象者（パート・アルバイト）を除く。

「面接指導を受けた労働者数」は、法第66条の10に基づく面接指導の実施人数  
 ※通常の産業医面談の人数ではありません。

産業医がストレスチェックに関与していなくても報告内容を確認の上で「産業医欄」に記名押印

厚生労働省の『ストレスチェック制度 Q&A（更新履歴 平成28年8月30日）』を参照しています。詳しくは、下記の厚生労働省ホームページをご確認ください。  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>